

定 款

2022年6月22日改正

京福電気鉄道株式会社

認証	昭和 17.	2.	10	改正	昭和 58.	6.	29
制定	昭和 17.	3.	2	改正	昭和 62.	6.	25
改正	昭和 17.	3.	23	改正	平成 3.	6.	26
改正	昭和 17.	6.	24	改正	平成 6.	6.	24
改正	昭和 19.	1.	14	改正	平成 13.	6.	27
改正	昭和 19.	7.	22	改正	平成 14.	6.	26
改正	昭和 20.	1.	20	改正	平成 15.	6.	26
改正	昭和 21.	9.	28	改正	平成 18.	6.	28
改正	昭和 22.	10.	29	改正	平成 20.	6.	20
改正	昭和 23.	1.	21	改正	平成 21.	6.	23
改正	昭和 23.	11.	25	改正	平成 22.	6.	23
改正	昭和 24.	11.	10	改正	平成 23.	6.	22
改正	昭和 25.	7.	28	改正	平成 27.	6.	18
改正	昭和 26.	11.	27	改正	平成 29.	10.	1
改正	昭和 30.	5.	4	改正	2022.	6.	22
改正	昭和 32.	5.	20				
改正	昭和 34.	11.	19				
改正	昭和 36.	5.	18				
改正	昭和 36.	11.	21				
改正	昭和 37.	11.	20				
改正	昭和 38.	11.	14				
改正	昭和 42.	5.	25				
改正	昭和 50.	5.	26				
改正	昭和 51.	12.	22				
改正	昭和 57.	6.	24				

京福電気鉄道株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、京福電気鉄道株式会社と称する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を京都市に置く。

(目 的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 鉄道事業、軌道事業及び索道事業
- 2 道路運送事業
- 3 駐車場の経営及び倉庫業
- 4 自動車、自転車及び附属品の販売、賃貸、整備、修理並びに石油製品、建築資材の販売
- 5 土地、建物の売買、賃貸、仲介、管理並びに鑑定
- 6 土木建築の測量調査、設計、工事監理並びに建設業
- 7 育林業、水産養殖業並びに造園業及び園芸用品の販売、賃貸
- 8 飲食店業、旅館業、売店並びに浴場の経営
- 9 文化、厚生、スポーツ施設及び遊園地、遊技場、水族館の経営、並びに各種催物の企画、実施
- 10 飲食料品、衣料品、装身具、家庭用品、日用雑貨、化粧品、文房具及び書籍、玩具の卸、小売業（塩、たばこ、酒類、米穀、計量器、医薬品、乳製品、切手、印紙の販売を含む）
- 11 旅行業、広告業及び写真業
- 12 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

並びにその他の保険媒介代理業

13 コンピュータによる各種計算の受託及び情報処理サービスの提供

並びに情報処理システム、ソフトウェアの開発、販売、賃貸

14 凈水及び温泉の供給業

15 リネンサプライ業及びクリーニング業

16 スポーツ振興投票券の売りさばき

17 自動車の運転代行及び自動車管理の請負業務

18 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業

19 介護用品の販売

20 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業

21 前各号に附帯する事業及び関連する一切の業務

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1 取締役会

2 監査役

3 監査役会

4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による
公告をすることができない場合は、京都市で発行する京都新聞に
掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

2 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役14名以内を置く。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会で選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にこれを発するものとする。

但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第25条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任方法)

第 29 条 監査役は株主総会で選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前にこれを発するものとする。

但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の議事録)

第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規則)

第 34 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当等の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

(附則)

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上